

集団扱

医療機関専用火災保険制度のご案内

大口団体割引+集団扱

約15% 割引

※割引は、地震保険には適用されません。

火災保険集団扱大口団体割引は、一般社団法人日本医師休業共済会のご契約件数に応じて毎年決定されるため、変動する場合があります。集団扱大口割引10%は、2025年4月1日から2026年3月31日までの始期のご契約に適用されます。上記15%は、集団扱大口割引10%と集団扱一時払の5%割引を連算したものです。



昨今の大規模自然災害への備えは万全ですか？

風災損害



- ▶ 台風により窓ガラスが破損し、雨が吹き込んで医療機器も損害を被った。
- ▶ 台風により屋根瓦が剥がれてしまった。

水災損害



- ▶ 豪雨で排水管から排水が逆流し、建物や医療機器が損害を被った。
- ▶ 豪雨によって崖崩れが起こり、建物が損害を受けた。

地震損害



- ▶ 地震を原因とする火災で建物や家財が焼失した。
- ▶ 津波によって建物や家財が被害を被った。

医師「住まい」火災保険

医師「住まい」火災保険は、休業共済会会員の皆様を対象とした「トータルアシスト 住まいの保険（住まいの保険および地震保険）」のペットネームです。

診療所と住居が併存している場合

1 充実の補償費用

災害時には修理費以外にも多くの出費が生じることがあります。弊社医師「住まい」火災保険では修理にかかった費用の他、仮修理の費用やスクラップ等の残存物取片づけ費用等、一連の修理対応の中でかかる諸費用を補償しており、先生方の自己負担を抑えられるよう設計されております。

2 クリニックにも地震保険の付保が可能

お住まいのみ、もしくはお住まいと診療所（クリニック）が併設している場合、地震保険を付帯することが可能です。昨今増えている大規模地震にも備えて頂くことが可能です。

※地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の50%が限度です。（建物5,000万円、家財1,000万円が限度）

3 水災事故による当座の生活資金をお支払い

保険の対象が水災による損害（床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が再取得価額の30%以上の場合）を受け、保険金が支払われる場合に、当座の生活資金として1事故あたり10万円をお支払いします。

※水災初期費用補償特約は、水災リスクを補償しているご契約に自動セットします。

医師「医療機関」火災保険

医師「医療機関」火災保険は、休業共済会会員の皆様を対象とした「超ビジネス保険（事業活動包括保険）」の財産条項（工事特約以外）のペットネームです。

診療所の場合

1 電氣的・機械的事故の補償が可能

保険の対象の医療機器に電氣的事故や機械的事故が発生して故障してしまった場合、修理に必要な費用を補償することができます。（設備・什器等を補償の対象とする場合は、オプション（特約）を付帯する必要があります）高額で繊細な機械の万が一の故障に備えることができます。

2 水濡れ事故の原因調査費用をお支払い

保険の対象となる給排水設備等に水濡れ事故が発生した場合、原因調査に要する費用をお支払いします。（損害が生じた保険の対象を復旧するために要するものに限定されます）壁内部の給排水設備など、調査に多大な費用の掛かるケースでも安心です。

3 風災による被害にも自己負担0円を選択可

風災による損害への補償で免責金額0円を設定いただくことが可能です。（共通免責金額よりも高い金額で設定する必要があります）

4 建物外の設備も補償可能

建物外の看板や駐車場のポール・フェンスなども、個別に保険金額を設定することで補償の対象とすることができます。（風災を補償の対象とする場合はオプション（特約）を付帯する必要があります）

現在ご契約されている火災保険（他社でも結構です）の内容診断も無料で承ります。
まずは裏面ご記載の上、FAXにてお問い合わせください。



FAX

-

-

(

宛)

物件所在地	〒 -
医療機関名	
氏名	
TEL	
FAX	
住宅部分の有無 <small>※診療所に住居が併設されているか？</small>	有 ・ 無
建物構造	コンクリート ・ 鉄骨 ・ 木造
階数	階建て
建築年月	年 月
建物価額	万円
設備・什器価額	万円
家財	万円

※現在ご加入の保険証券を添えてFAX頂けますと幸いです。

※ご提出頂いた上記記載の情報・保険証券のコピーに記載の個人情報については、東京海上日動の各種商品・サービスのご提供・ご案内をするために利用させていただきます。

※加入対象者は日本医師休業共済会およびその構成員(団体および団体の構成員の役員または従業員を含みます。)とします。

このチラシは、集団扱火災保険制度の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款によりますが、集団扱の対象となる方の範囲、集団扱特約失効時の取扱い、その他ご不明な点等がある場合は下記連絡先までお問い合わせください。

【取扱代理店】

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

〒 -

〒 -

TEL :

FAX :

TEL :

FAX :